

石 福 総 第 5 7 9 号
令 和 元 年 6 月 2 8 日

石狩市社会福祉審議会
会 長 鈴 木 幸 雄 様

石狩市長 加 藤 龍 幸

石狩市社会福祉審議会条例（平成8年条例第6号）第2条に基づく
諮問について

下記のとおり貴審議会の意見を求めます。

記

諮問案件

1. 保育料の改定について
2. 第4次石狩市地域福祉計画の策定について
3. 石狩市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

令和元年6月28日

石狩市長 加藤 龍 幸 様

石狩市社会福祉審議会

会長 鈴木 幸 雄

石狩市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について（答申）

令和元年6月28日付け石福総第579号で諮問を受けた事項について、下記のとおり答申する。

記

石狩市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正については妥当である。